

## 競争的資金等の運営・管理規程

UNISEC 規第 15-24 号

### (目的)

第1条 この規程は、NPO 法人大学宇宙工学コンソーシアム（以下 UNISEC という。）における競争的資金等の運営・管理に関し、競争的資金等の適正な運営・管理を図ることを目的とする。

### (競争的資金等)

第2条 この規程において競争的資金等とは官公庁及び官公庁が所管する独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。

### (責任体制と役割)

第3条 理事長は、UNISEC における競争的資金等の運営・管理の最高管理責任者として UNISEC を統括するものとする。

2 事務局長は、会計事務統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、UNISEC における競争的資金等の会計事務を統括するものとする。

3 会計担当者は、競争的資金等の経理事務を行うと共に、競争的資金等の不正防止を図るための対策を実施し、実施状況を会計事務統括管理責任者に報告する。

### (職員の責務)

第4条 UNISEC 職員は、配分された競争的資金等の使用又は管理に当たっては、当該競争的資金等の趣旨及び目的等を認識し、関係法令、関係各省庁が定める当該競争的資金等の取扱規程等（以下「関係法令等」という。）及び UNISEC のコンプライアンス規程、研究者倫規程を遵守しなければならない。

### (研究者の定義)

第5条 研究者とは、UNISECが参画する研究プロジェクトへの参加者をいう。

### (研究者の責務)

第6条 研究者は、競争的資金等が公的資金であることを十分に認識し、法令及び関連規則及びUNISECのコンプライアンス規程、研究者倫規程を遵守しなければならない。

2 研究者は、研究費の適正使用に関し規則等を十分理解し、別に定めるところにより関係法令等を遵守する旨の誓約書を提出するものとする。

### (競争的資金等の申請手続き及び管理)

第7条 競争的資金等の申請は原則としてUNISEC職員が行う。研究者による申請が義務付けられているプロジェクトについては、最高管理責任者の了解の下で申請し、管理はUNISEC職員が行う。

(不正情報の報告)

第8条 UNISEC職員又は研究者は、不正情報を認知又は入手した場合、速やかに会計事務統括管理責任者に報告相談するものとする。

2 会計事務統括管理責任者は、当該通報の受付をしたときは、速やかに運営・管理の最高管理責任者に報告するものとする。

(調査)

第9条 最高管理責任者は、不正の報告を受けたときは、直ちに理事による調査委員会を設置し、概ね30日以内に調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、前項の任務遂行の結果を報告書にまとめ、最高管理責任者に提出しなければならない。

(調査中における一時的執行停止)

第10条 調査委員会は、必要に応じて、非通報者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることとする。

(認定)

第11条 調査委員会は、本調査開始後概ね150日以内に不正使用等が行われたか否かの認定を行うものとする。ただし、本調査の過程において、学外者等への調査により時間を要した場合は、この限りではない。

2 前項の認定は、本調査により得られた物的証拠、関係者の証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行われなければならない。

3 調査委員会は、認定結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

(報告及び調査への協力等)

第12条 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について最高管理責任者に報告、協議しなければならない。

2 通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者に提出する。

3 また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。

4 UNISEC職員及び研究者等は、調査委員会が行う不正情報通報の内容の調査に協力しなければならない。

5 上記のほか、最高管理責任者の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該最高管理責任者に提出する。

6 また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じることとする。

(秘密保持)

第13条 通報の処理に関わる者及び調査委員会の委員並びにその他の関係者は、通報された内容及び調査で得られた情報並びにその他その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(公表)

第14条 不正使用等に関する公表は、最高管理責任者が行う。

2 不正使用等が行われたと認定した場合において、当該不正使用等が故意又は重大な過失によるものであるときは、原則として、不正使用等を行った者の氏名、不正使用等の内容その他必要な事項を公表するものとする。

3 不正使用等が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合は、不正使用等が行われていなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

4 通報が悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該通報者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正による研究費の返還)

第15条 教職員による競争的資金の不正な使用及び管理により競争的資金を返還する必要が生じた場合は、当該教職員がその返還金全額を負担することを原則とする。

(是正措置等及び被通報者の処分)

第16条 最高管理責任者は、調査委員会からの調査結果を受け、法令等違反などが明らかになったときは、速やかに是正措置及び再発防止策(以下「是正措置等」という。)を講じるとともに、その調査結果を関係各省庁の資金最高管理責任者に報告しなければならない。

2 不正使用が私的流用を行うなど悪質性の高い不正使用者に対しては、刑事告発や民事訴訟など法的な措置をとることができる。

3 UNISEC内における懲戒処分は、UNISEC終業規則に準じる。

(業者等への対応)

第17条 会計事務統括管理責任者は、業者等にUNISECの規則等を説明し、一定の取引実績やUNISECにおけるリスク要因や実効性を考慮した上で、次の事項が記載された誓約書の提出を求める。

- (1) UNISECの規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- (2) 内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- (4) UNISEC教職員を含むすべての関係者から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

(相談窓口の設置)

第18条 UNISECにおける競争的資金等に係る事務処理手続及び使用等に関し、明確かつ統一的な運用を図るため、UNISEC内に相談窓口を置く。

2 相談窓口は、UNISECにおける競争的資金等に係る事務処理手続に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、UNISECにおける効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第19条 UNISEC内外からの告発等を受け付ける通報窓口を、UNISEC内に置く。

2 通報を受けた監査室長はその内容を会計事務統括管理責任者に報告しなければならない。

3 前項の報告を受けた統括管理責任者は、報告内容を精査したうえで最高管理責任者に報告するものとする。

4 通報は、原則として当該通報を行う者（以下「通報者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面（電磁的記録を含む。）により行われ

(モニタリング及び監査)

第20条 UNISECにおける競争的資金等の適正な運営及び管理のため、内部監査規程に基づき、内部監査担当者が監査を実施する。

(1) 競争的資金等の適正な管理のため、最高管理責任者の下に内部監査担当者を設置する。

(2) 競争的資金等の事業数の概ね10%を無作為に抽出して、監査の対象とし、主として書類上での調査を行う通常監査を実施する。

2 内部監査担当者は、監事とも、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。

附則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月30日から施行する。